

石垣中学校いじめ防止基本方針

はじめに

「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月28日公布、9月28日施行）の施行に伴い、本校では、この法律の趣旨を踏まえるとともに校内体制を整備し、「いじめ防止対策」を推進する。

目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校では、学校や家庭、地域が連携し、いじめの問題克服に向けて取り組むために、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「石垣中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子どもにかかわる問題であることから、子どもが安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子どもが十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

本校では、いじめ防止等のための組織いじめ防止対策委員会を中核として、校長のリーダーシップの下、一致団結体制を確立し、学校の設置者とも連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

1 「いじめ」の定義（文部科学省）

「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

2 「いじめ防止対策」の基本的な考え方

「いじめ」を重大な人権侵害としてとらえ、「いじめ」は人間として絶対に許されない、また、どこの学校でも、どの学年・学級でも、どの子どもにも起こりうるという認識に立ち、早期発見に努め、解決に向けて迅速かつ有効な対応を進める。

- (1) 「弱い者をいじめることは、人として絶対に許されない」という強い認識を持たせる指導の徹底
- (2) いじめの早期発見、迅速な対応の徹底
- (3) いじめられている子どもの立場に立った指導・支援（気持ちに寄り添い、徹底して守ること）
- (4) 重篤ないじめは、暴力や犯罪であるという認識を持たせる指導の徹底
- (5) 加害生徒、被害生徒、傍観者、大人で、いじめをとらえるとともに、関係者が役割を果たす、一体となった取り組みの重視

3 いじめ防止対策の整備

(1) 「いじめ」の相談窓口

「いじめ」は、早期発見、早期対応が求められる。学級担任をはじめ相談しやすい教職員への連絡・相談、具体的な窓口を決め、「いじめ」の早期発見に努める。「いじめ」の相談窓口：担任、教育相談、養護教諭、スクール・カウンセラー

(2) 「いじめ防止対策校内委員会」の設置

「いじめ」の早期発見、早期対応、早期解決の取り組みを行うための組織として、「いじめ防止対策校内委員会」を設置する。

(3) 「いじめ防止対策校内委員会」

委員：校長、教頭、主幹教諭、教育相談担当、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、スクール・カウンセラー

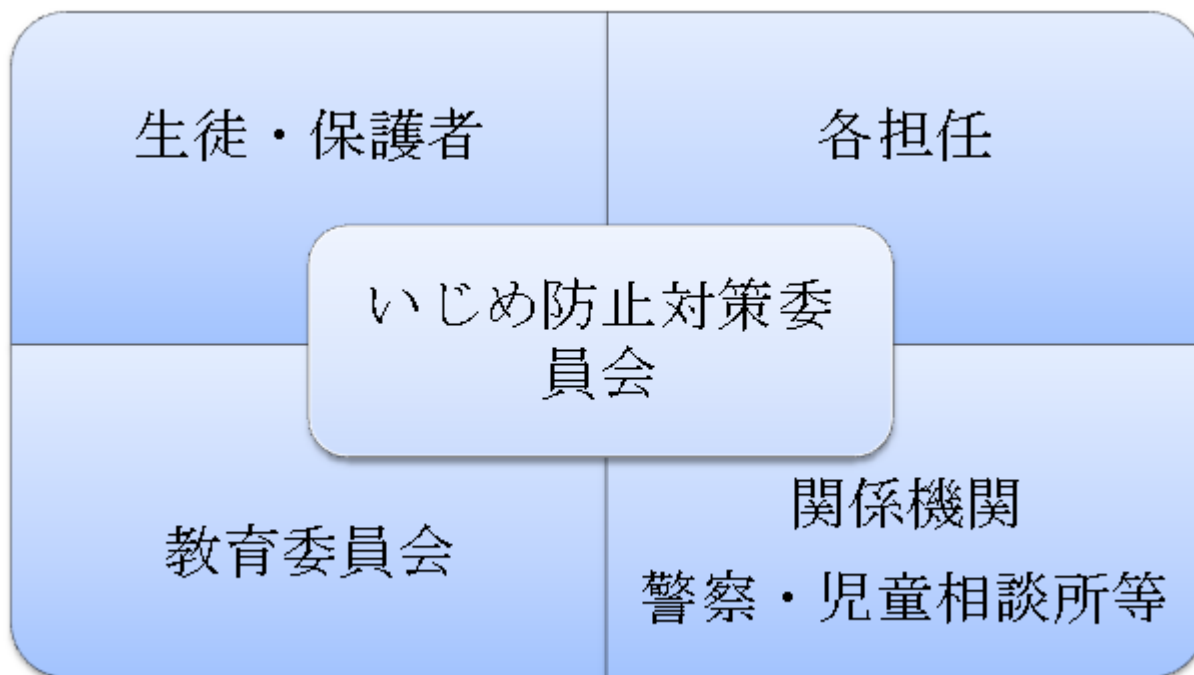
なお、「いじめ防止対策校内委員会」は、いじめの防止対策、早期解決の取り組み以外に、いじめに関する研修会の開催、いじめ防止のための生徒への一斉指導、いじめに関するアンケート調査の実施、いじめ防止に向けた保護者との連携等の企画・運営も担当する。

4 本校のいじめの実態と課題

(1) 本校の実態

- ・低学年では冷やかしかからかいが多い。
- ・女子生徒の携帯電話による悪口の書き込みなどのトラブルも多い。
- ・後輩へのあいさつの強要。

5 「いじめ防止対策」に関する相談・指導体制関連図



6 活動内容

委員会は、いじめに係る次の業務に取り組むものとする。

- (1) いじめを未然に防止する体制及び取組
- (2) いじめに関する相談体制の充実
- (3) いじめの状況把握及び分析並びに状況報告
- (4) いじめを受けた生徒に対する支援及び相談
- (5) いじめを受けた生徒の保護者に対する支援及び相談
- (6) いじめを行った生徒に対する指導
- (7) いじめを行った生徒の保護者に対する助言
- (8) 専門的な知識を有する者等との連携
- (9) その他、いじめの防止に関わること

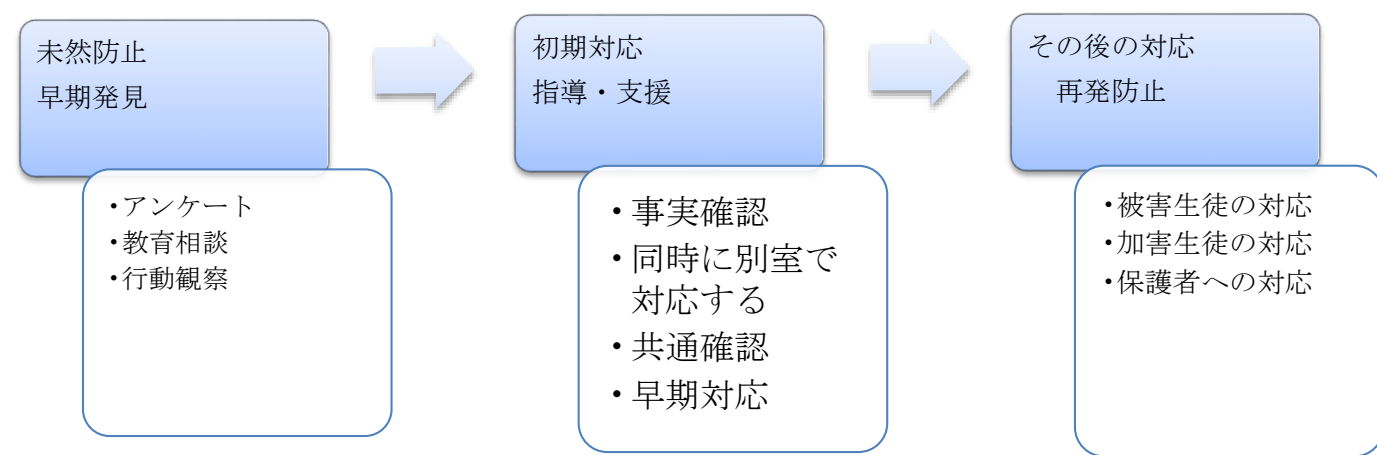
7 活動計画

月	活 動 内 容
4月	〈第1回推進委員会〉 ・前年度のいじめ防止の取組課題と改善策を周知し、危機管理意識を高める。 ・「いじめ防止対策推進委員会設置要項」を確認しながら組織でいじめ防止の風土をつくる。 ・気になる生徒への取組について
5月	〈第2回推進委員会〉 ・スクール・カウンセラーとの情報交換 ・気になる生徒への取組について
6月	〈第3回推進委員会〉 ・いじめ防止アンケート実施 ・教育相談週間
7月	〈第4回推進委員会〉 ・いじめ防止アンケート結果から具体的な改善
8月	〈第5回推進委員会〉 ・校内研修へ向けての資料づくり
9月	〈第6回推進委員会〉 ・校内研修
10月	〈第7回推進委員会〉 ・気になる生徒への取組について
11月	〈第8回推進委員会〉 ・いじめ防止アンケート実施 ・学校行事の取組の振り返り（効果的な集団づくりについて） ・教育相談週間
12月	〈第9回推進委員会〉 ・いじめ防止アンケート結果から具体的な改善
1月	〈第10回推進委員会〉 ・スクール・カウンセラーとの情報交換
2月	〈第11回推進委員会〉 ・いじめ防止アンケートの実施 ・今年度の取組のまとめ
3月	〈第12回推進委員会〉 ・いじめ防止アンケートから具体的な改善 ・次年度へ向けて（入学予定生徒の情報交換）

※委員会は毎週1回、生徒支援委員会と合わせて開催するものとする。

※毎月、いじめに関するアンケートを行うものとする。

8 いじめに対する指導の流れ



9 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - ②「相当の期間学校を欠席することを與儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ①速やかに石垣市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当る。
- ②学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断します。当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行う。
- ③ 事案によっては、マスコミの対応も考えられるので、対応の窓口を明確にして適切な対応に努める。

10 その他

この基本方針に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。